

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源開発公団事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の振興方向が明確であり、その阻害要因の解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4 又は 更新償還率 1.0
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営かんがい排水事業）（水資源開発公団事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。	次のいずれかに該当し、事業により生産性の向上が図られると見込まれること。 用水改良による冷害防止，干害防止，水管理の適正化などによる単収増。 畑地かんがいによる単収増、作物選択の自由度の向上等生産性の向上。 排水改良による乾田(畑)化による単収増、転作作物へのかんがいによる単収増など生産性の向上。 関連事業としてはほ場整備を実施することによる農作業の効率化等営農経費の節減。 作付作物の変化による高収益作物の導入等による農業経営の安定化。 現況施設の機能維持等による農業生産性の確保
	農地利用の集積等構造成策の推進のための基本的条件が整備される。	当該事業を契機として、ほ場整備事業等による基盤整備とあわせ農地の集積等の地域農業の構造改善のための施策が実施されること。
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。	既得水利権量の見直しを図る等水利秩序の形成・再編を行い水資源の有効活用が図られること。
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	次のいずれかに該当し、事業の実施により防止解消できるもの。 老朽化により維持管理費が高んでいる。 老朽化により通水阻害等機能低下が生じている。 老朽化により農業災害が発生しているまたはその恐れがある。
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興計画と当該事業の営農計画における整合性が図られている、または、市町村等地域の農業振興計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 またはその見込みがある。 対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会等が設立されている。
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び土地改良区の総代会の議決等。
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左
	関連する他事業との調整が図られている。	同左
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要が認められること
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等からみて、事業の施行が技術的に可能であると認められること
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が8年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営農地再編整備事業（中山間地域型））

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	土地利用の整序化を通じて、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られる。	次のいずれかに該当し、大規模な優良農地の確保と土地利用の秩序形成が図られると見込まれる。 ・地区内の農地転用面積が増加傾向にある。 ・地区内の耕作放棄地面積が増加傾向にある。 ・地区内において本事業による非農用地区域の創設が計画されている。
	労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物について、労働時間が概ね 20 % 以上短縮され、かつ、営農経費が概ね 20 % 以上低減することが見込まれる。
	担い手等の経営規模が相当程度拡大する。	担い手等の経営農地面積が概ね 40 % 以上増加することが見込まれる。
	ほ場条件の改善を契機とした地域に応じた作物の導入により、新たな産地形成や既成産地の拡大が図られる。	次のいずれかに該当する。 ・新たな作物の導入が図られる。 ・野菜指定産地等に位置づけられている作物の作付面積の拡大が図られる。
	水田地帯において、水田農業経営確立対策の推進に資する営農計画となっており、土地利用型農業の展開（麦、大豆等の振興）が図られる。（水田地帯の場合のみ適用）	・米の計画的生産の目標を達成し、かつ、 ・麦、大豆、飼料作物の作付けの団地化率、または、担い手への土地利用集積率が関係市町村の水田農業振興計画の目標値を上回ることが見込まれる。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的な配慮をした計画となっている。	地域発生資材（建設副産物、籾殻、火山礫、おがくず、再生資材）等の有効活用、共同工事の実施、新技術の導入等により、コスト縮減を図る計画となっている。
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	10a 当たり事業費が、類似条件の近傍地区等との比較から妥当であると認められる。
	事業を契機として新たに地域農業を支援する体制の整備が図られる。	農業機械の共同利用やオペレーター制度の導入等地域農業の構造改善に資する体制の整備が見込まれる。
	営農支援体制が整備されている。	営農指導等農業経営の向上を目的とした営農支援組織等が設立されている。
	関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村の同意及び受益農家の仮同意が 95 % 以上（ただし、開畑については 100 % ）。
	関係機関との協議について基本的事項が確認されている。	道路協議、河川協議等に係る基本的事項について、関係機関との協議を了している。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されている。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達している。
	他事業との関連で緊急性がある。	関連する他の事業（道路事業、河川事業等）との一体的な施行、又は一体的な土地利用調整（非農用地区域調整等）を行う観点から、特定の時期までに着工する必要がある緊急性がある。
	当該事業計画が、関係都道府県及び市町村の策定する振興計画等と整合が図られている。	都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（直轄地すべり対策事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	農地及び農業用施設等に対する地すべり被害を防止し、農業生産性の維持、国土の保全及び民生の安定に資することが認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	地すべり防止工事基本計画書における費用の概算額と効果で判断して、効果が十分であること。 （B / C が 1 以上）
4．地すべり等防止法及び事業実施要綱等に適合していること。	・ 農村振興局所管の地すべり防止区域で、次の地すべり防止工事の直轄要件のいずれかを満たしていること。 工事の規模が著しく大であるとき 工事が高度の技術を必要とするとき 工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき 工事が都府県の区域の境界に係るとき ・ 採択に係る事業の工期が、トンネル等を有する地区においては 12 年、その他の地区においては 9 年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（直轄地すべり対策事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	地すべり防止工事を実施することにより、農地・農業用施設の被害が除去または軽減される。	農地・農業用施設の被害軽減評価額が見込まれていること。
	地すべり防止工事を実施することにより、非農業部門の被害が除去または軽減される。	非農業部門の被害軽減評価額が見込まれていること。
事業内容や実施体制等に関する事項	地すべり防止工事による効果のうち、農業関係の割合が高い。	全体効果のうち、農業関係の効果がおおむね50%以上であること。
	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	地すべり防止工事計画から判断して、計画内容にコスト縮減や新技術の導入等を含み、事業費の経済性や効率性に資する計画となっていること。
	受益区域（地すべり防止区域）を一事業地区として実施することが妥当である。	数区域の地すべり防止区域を対象に、1事業地区として実施することが妥当であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	当該事業が、地域の特性を踏まえ、環境との調和に配慮したものであること。
	保全対象施設に、人家、災害弱者関連施設や公共施設等重要な施設が含まれている。	地すべり防止工事基本計画における効果の内容により判断する（家屋、災害弱者関連施設、学校、病院、国道、県道、鉄道等が含まれているか）。
	過去に地すべりや土砂災害が発生し、重大な農業被害等があった。	過去10カ年の地すべりや土砂災害等の被害実績（地すべり防止工事基本計画の基礎資料）や災害復旧事業の実績のうち、重大な農業被害等が含まれること。
	地すべりの兆候等から判断して緊急に対策を講ずべき地域である。	地すべりによる移動状況（観測結果）や現地の変動状況、湧水の状況等から判断して、地すべり災害を防止するため緊急に対策が必要であること。
	都道府県・市町村に本事業と関連のある防災に関する計画に位置づけされているか、また今後予定がある。	同左。
	関連する他事業との調整が図られている。	他事業との調整状況の把握により判断する。
	他事業との関連で緊急性がある。	他事業との工程調整等により実施時期として緊急性があるか判断する。
	関係市町村及び受益者に対して、事業目的、工事計画等について十分な説明を行い、事業施行に係る合意形成が図られている。	市町村、受益者等の事業実施に関する意向確認で判断する。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業発展の阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること。	地形、地質、水利状況等から見て、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 1.0
4．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 0.4
5．環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること。
6．事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、ダム、頭首工、大規模な用・排水機場、調整池等を有する地区においては12年、その他の地区においては9年を超えないこと。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（国営総合農地防災事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。	作物・農地等において洪水等の被害が発生しており、事業により解消できるものであること。
	地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	次のいずれかに該当し、用水安定供給または排水の回復による等営農展開が可能となり生産性の維持・向上が図られると見込まれること。 水質汚濁の解消による単収増や品質向上等の生産性の向上。 地域排水機能の回復，特殊土壌での排水改良による生産性の向上。 地盤沈下により低下した通水能力を回復することによる生産性の維持。 基幹施設，ため池等の機能回復を行う地区において用水の安定供給、排水能力の回復を図ることによる地域農業の生産性の維持。
事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較からおおむね妥当であると認められること。
	コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	共同事業化，共同施工等コスト縮減を図る計画となっていること。
	地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。	同左。
	一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである	一般被害が生じているまたはその恐れがあり、事業により解消できるものであること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。	同左。
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。	次のいずれかに該当すること。 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画または中山間地域等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプランが策定されている地域である。 またはその見込みがある。 対象地域に指定されていない場合は、平野部を中心として基幹水利施設、ほ場等の生産基盤が重点的に整備されており、大規模かつ優良な農業地域としてのポテンシャルを有している等地域の状況により判断。
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	関係市町村や受益農家の同意及び土地改良区の総代会の議決等が得られていること。
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達していること。
	地元の事業推進体制が整備されている。	事業推進協議会が設立されていること。
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	同左。
	関連する他事業との調整が図られている。	同左。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。